

## 認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定書

愛知県（以下、「甲」という。）と愛知県立大学（以下、「乙」という。）は、地域で暮らし、学び、働く人々が「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会を実現するため、認知症高齢者の災害時支援に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力し、地域における認知症高齢者の災害時支援体制の構築に資する取組を実施することにより、認知症に理解の深いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲が実施する認知症高齢者の災害時支援体制の構築に資する事業に関すること。
- (2) 乙が実施する認知症高齢者の災害時支援等の研究に関すること。
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

### （期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日から2024年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなければ、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。

### （責任）

第5条 甲又は乙は、故意又は過失がある場合を除き、本協定に基づく連携・協力により相手方に生じた如何なる損害についても責任を負わないものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑惑等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保管するものとする。

2021年3月24日

（甲）愛知県知事

大村秀章

（乙）愛知県公立大学法人愛知県立大学学長

久留木原玲